

## 第 36 回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要 (案)

日時 平成 30 年 10 月 18 日 (木) 10 時 00 分～11 時 10 分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室 B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・ 資料 2、No.39 に関して、一括申込の上限 20 件ならば翌営業日の回答に間に合う見込みであるか、及び、翌営業日に回答が間に合わない場合、以後、どの程度の期間で回答を得られるのかという質問について、次回以降回答する。★
- ・ 資料 2、No.101 はクローズとし、別途で引き続き対応を進める。
- ・ 資料 4 に関する追加の意見・質問等が有れば、10 月末日までに事務局へ連絡する。期日までに受けた質問は、原則、今回受けた質問とともに、次回会議で事務局から回答する。★
- ・ その他のご要望として、検針日カレンダー変更時の運用について、一般送配電事業者 10 社の状況を確認し、次回以降の会議で報告する。★
- ・ 次回会議に向け、起票された意見・要望への賛同状況、及び新規の意見・要望を事務局宛てに送付いただく。その方法は、会議後に事務局から連絡する。★

<議事概要>

1. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況 (資料 2)

事務局は資料 2 を用い、スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について、その進捗や回答を説明した。主な質疑は以下の通り。

■ 質疑等 (回答の凡例 ⇒ : 小売電気事業者, → : 小売電気事業者以外)

- ・ No.39、前回の資料 2 別紙 1 の一括申込について、一括申請の最大上限件数は 20 件とされ、申請は 1 件ずつチェックするため、翌営業日回答に間に合わないと言われた。その説明を受け、我々も対応をしていきたいと考えているが、例えば、最大数の 20 件を申請した場合も、通常は翌営業日対応が間に合うものであるか、及び、翌営業日に回答が間に合わなかった場合、以後で回答を得るまでにどれくらい待つ可能性があるのか、だいたいの感覚で良いのでご教授願いたい。

→ 現在、詳細な情報を持ち合わせていないため、持ち帰り確認する。

⇒ 承知した。我々としては、できるだけ早く対応いただきたいの思いがあり、質問させていただいた。

- ・ No.78、以前の検討を知らないため質問させていただきたい。廃止取次が中途ステータスで残留しているため廃止取次がエラーとなるならば、例えば、半年以上放置されている様な廃止取次申込を広域機関にて取消していただくことは出来ないか。我々側の問題もあるが、例えば廃止取次申込みが期限ぎりぎりになってしまったとき、この問題で手続きが止まってしまう、困ってしまうケースがある。

→ 以前にシステム改修によって定期的な残留している廃止取次申込のクリーニング等を検討したものの、費用対効果が見込めず採用できなかった。現在、広域機関としては手動でクリーニングを行っている状況である。依頼が無くても出来る範囲で取り消せるものは取り消しているが、手作業のため、全てを対応しきれていない。今後、関西エリアの高圧に関して改修が完了すれば、以後、残留している廃止取次申込が大量に増えることは無いため、そのタイミングで何らか全体のクリーニングを検討しても良いかもしれない。(事務局)

- ・ No.102 は我々が要望した。我々は BG を組み事業運営しているが、エリア毎で BG の組成は異なっており、エリアを特定して廃止取次照会を行う際にこの問題が生じる。廃止取次照会は人手で運用しており、過去に実際、懸念していたミスが生

じた。現在は運用面で再発防止を図っているものの、何らかシステム対応いただけないかと考えている。システム利用規約や第三者委託等の要件は資料2に記載の通りと認識し、我々としてもしっかり取り組んでいくべきものと考えているが、そもそもシステムの防止でき、実施いただけるならば小売側の負担は減ると思っている。賛同数の条件もあるかと思うが、改修費の低減等の観点で、例えばこれだけ実施となると費用対効果が見込めないという事もあるかと思うが、何か別のシステム改修合わせて実施いただければ改修費用が安くなる可能性も考えられ、そのことを含めて検討いただきたい。

→ ご説明にもあったが、ご要望の費用対効果が達成できるように、本件に関連する様なお意見・ご要望が有れば、来年10月までに事務局までご連絡をお願いしたい。(事務局)

⇒ 本件、現状のAPIにおいて、エリアを指定し、指定に合わせて絞った情報を返す機能になると思うが、その場合、私は大きな費用を要する改修ではないと推測している。もし便利な機能が有れば、小売各社でそれを上手く活用することが可能と考えており、我々としても前向きに進めていただきたいと思いますし、賛同する。

### 3. 30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望状況(資料配付なし)

資料3について、各要望に対して賛同を挙げられた事業者が1社あり、そのことを反映したことを報告した。

#### ■ 質疑等(回答の凡例 ⇒:小売電気事業者, →:小売電気事業者以外)

・ 賛同する事業者数の扱いは、資料2の改善要望のルールと同じく、5票以上で検討を開始するものであるか。

→ 新たなBPを設けることや、今、帳票で提供しているものをBP化していく事は、電力自由化前から平場の委員会において広域機関として進めていくことを宣言しているもの。統一化帳票のBP化、自動化に関するご要望の賛同数は、資料2の要望とは若干取扱いが異なる。賛同を得たから進める、または、賛同が無ければ進めないというものではない。(事務局)

⇒ それを心配していた。例えば、No.28の制限中止割引帳票については、昨今の関西地方での台風や北海道での地震等の災害時、お客様への返金対応等に必要となり、それを災害のパニック状態において手動で取りに行かなければならず、自動化いただきたと考えており、弊社も賛同したものの、結果として1票しか入っていないという事である。ただし、1票だからやらないという訳ではないという事ならば、是非進めていただきたい。今回更新された1票の扱いはどうなるのか。

→ 先ほど申し上げた通り、過去の経緯として、当機関として計画的に今後も新たな規格を設けたり、現在自動化できていない部分をBP化したり自動化するという事を進めていく考えである。当然、ご要望の無い機能を設ける必要は無いのであるが、先ほど述べた通り、賛同数は絶対条件ではないと理解いただきたい。(事務局)

⇒ 当然、予算の関係や他に優先される事項があるという事も理解している。

→ 事務局としては、ご意見を伺いながら、進めていくべき内容の確認に賛同状況を用いることを考えている。過去の経緯も踏まえて、資料2とは若干位置づけが異なる。(事務局)

⇒ その上で、賛同が多ければ、さらに前倒しになるという理解として良いか。

→ そう考えており、資料2の賛同数の扱いとは位置づけが変わる。(事務局)

→ 進める上で、定性的な内容等、相談させていただきたいものが有れば、こちらから連絡させていただきたい。(事務局)

### 4. 低圧FIT卒業電源の対応について

事務局は資料4を用い、2019年より発生するFIT期間満了によりFIT卒業となる受電地点を対象としたスイッチング支援システムによる託送異動申込みの対応案について、検討中の状況を報告した。

#### ■ 質疑等(回答の凡例 ⇒:小売電気事業者, →:小売電気事業者以外)

・ p5において、「新たな買取者は、必ず、受電者に受電地点のFIT期間満了日を確認願います」とあるが、その満了日の日付を確認する手段はAPIで提供されると理解して良いか。

→ スwitching支援システムでは提供しない予定である。(事務局)

⇒ お客様へ直接確認する必要があるということか。

- その通りである。(事務局)
- ⇒ 今の質問に関連した質問であるが、お客様への確認以外に手段は無いものか、もう少し、システムティックに簡単に確認できる手段が有ればご紹介いただきたい。
- 情報提供するシステムを構築する上では、まずその情報を入手する必要があるものの、その手段がないという状況である。一方で、エネ庁の委員会（再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）では、発電者、いわゆるお客様に対し、現在の契約者である買取者から、買取期間が終了する旨の通知を行うこととする指導を行っている。それはまだ決まったものではないが、その通知が必須となれば、発電者には何らかの書類が届くと考えられるため、それを新たな買取者は確認するという事が、未確定ではあるものの、一つの案と考えられる。
- ⇒ もし、お客様が日付を間違えた場合でも、いったんはシステム上、受け付けるという事であるか。
- まだ確定してはいないものの、一般送配電事業者においてある程度のチェック用の情報を入手する手段を考えており、その情報との突合せによるフェイルセーフを考えている。p 7 に有る通り、もしその突合せチェックでエラーとなれば、登録できない、即ちシステムで受け付けられないようにする予定である。(事務局)
- ⇒ 一応はシステム上で判断するようになるという事か。
- あくまでも FIT の契約は発電者と買取者の間の私契約のため、直接の情報を一般送配電事業者がまとめて得ることは困難である。ただし、現在色々と国との間で調整が進んでいるところで、ある程度確かな情報が得られるのではないかとの見通しがあるものの、せいぜいフェイルチェック程度しか利用できない情報と考えている。原理原則は、発電者と新旧の買取者の間で日付を確認いただきたい。一般電気事業者は系統保全を目的とした念のためのチェックをするという位置づけとさせていただきたい。
- ⇒ 買取者は発電者に確認することは理解したが、その情報を一番正しく知っているのは、GIO ではないか。
- 異なる。あくまで私契約であり、当事者が一番正しい情報を持っている。当然、GIO も交付金等々を管理しているため、買取者からその情報を受け取ってはいる。
- ⇒ 交付金を支払う上では、GIO は FIT 期間の情報を正しく持っている必要があると考えられるのではないか。
- 前提としてよいか分からないものの、買取者から GIO に情報連携をする際にエラーが生じている恐れがある。そのことを考えれば、一番確かな情報を持っているのは当事者となる。買取契約がいつ始まったかを知るのは当事者のみであり、GIO は 2 次的にしか知り得ない。
- ⇒ そのような状況下で、最終的に FIT 期間が終わったかの判断を一般送配電事業者はどのように確認するのか。
- 現時点の考えであり、変わるかもしれないが、GIO から得た一応の情報をを用いるものと考えている。
- ⇒ それならば、正確な情報ではないかもしれないものの、その情報を何らかの手段で、新小売に通知する手段も考えられるのではないかと思った次第であるが。
- その点については、まさに今、エネ庁の委員会で旧一般電気事業者による囲い込み解消といった論点で議論しているところであり、我々は何とも回答できない。

#### 【会議後の一般送配電事業者メンバーからの補足説明】

- 満了日については今後も議論になると考えられ、現時点の整理を補足説明したい。主に以下の理由から、現時点では GIO の情報が FIT 契約期間の諸元として用いることができないとの整理となっている。
  - ・ GIO は月単位で納付金や交付金の管理を行っているため、日単位では管理していない。
  - ・ GIO は名義や住所、供給地特定番号情報などの契約情報を保有していない（認定 ID のみで管理）。
  - ・ 個人情報の公開基準設定が困難。
- また、一般送配電事業者は GIO の不完全な情報を自前の情報で補完して系統管理に活用しているという位置づけであり、契約期間を管理する立場にはない。
- ・ p7、まだ決まっていないのかもしれないが、非 FIT 買取期間に入った後、改めて買取者のスイッチングを行う場合の切替日はどうなるか。

→ 基本的には、今の需要地点のスイッチングと同じく、検針日での切り替えになるものと考えている。

・ p9、2019年8月中旬～下旬頃にシステムを切り替えるとするが、一方で、エネ庁の委員会では卒FIT買取契約締結の解禁は2019年4月に整理されていると理解している。契約締結解禁後から、かなり時間が経過した後にならなければシステムが稼働しないと考えると、自由化の際にも同様のケースがあったと思うが、発電者が複数事業者と契約を交わし、複数の買取者から重複してスイッチングが申し込まれる可能性が有る。その様な場合に、どのようにしていずれのスイッチング申込みを正と判断するのか。

→ 契約締結の解禁が4月との理解について、確かに旧一般電気事業者（小売）は2019年4月とあるが、新小売が実際に契約をいつから行えるのかという事については、はっきりと示されていないと理解している。（事務局）

→ なお、ご意見の通り、契約締結時期とシステム運用開始にずれがあった場合、その問題をどうするのかという事については、考えていかなければならないと考える。（事務局）

・ スライドp5、2つ目の無償逆潮が発生しないよとの記載は、例えば買取者とお客様との交渉が難航し、卒FIT日に至る様なケースを示しているのか。その場合、交渉中の買取者は気を利かして何らかの対応を行わなければならないのか。

→ 発電者が意識的にどこかの買取者が交渉している中で、卒FIT日に間に合わず、無償逆潮が生じる場合は仕方ないと理解している。ただし、次の買取者との契約が決まっているにも関わらず、新しい買取者が満了日を確認しなかったため、契約期間に隙間ができ、無償逆潮を発生させることは避けていただきたい。緊急措置とは、いわゆる買取者との交渉がまとまらなかった場合に備えたものと考えている。発電者はゼロ円で逆潮流させるよりも、いずれかの小売電気事業者と契約した方が得であるため、あまり有り得ないとは考えているが、なるべく契約期間に隙間を生じさせないようにしていただきたいということが、送配電事業者からの要望である。

・ お客様がFIT期間満了期日を知らず、そのままFIT卒業に至った場合はどうなるか。

→ 例えば普通の火力発電所であれば、発電量調整供給契約や接続供給契約などの託送契約を結ばないと系統連系できない。系統に連系する発電機はそういった形で送配電事業者が管理できる状態におかなければ危険であるため、その取り扱いが原理原則である。しかし、一般の発電者様にまでその原理原則を当てはめるとなれば、もし契約が無い状態になった瞬間に、全ての電源を解列していかなければならず、その場合は部屋の中の電気も停電となってしまったため、現実的ではなく、やむを得ず、無償で逆潮流しても良いとすることを、エネ庁の議論で決まっている。基本的には小売事業者との買取契約が定まると考えており、これはあくまで緊急的な措置である。もし、発電者が無意識の場合にどうするか、それは、現買取者がどのような契約を結んでいるかにもよると考えている。例えば、FIT満了日以降も幾らで買取をする等、予約的な契約を結んでいれば、契約は継続され、その様な契約が無ければ、無償逆潮となってしまう。

→ 無償逆潮となっていた場合、一般送配電事業者は、何らか当該の発電者にアナウンスをするか。（事務局）

→ それもエネ庁の委員会で議論されており、未確定であるものの、無償逆潮の状態になった時、何らかのアナウンスをするということになっている。その方法が手紙か電話であるかは決まっていない。また、前述の通り、事前にFIT買取期間満了の周知は行われる。

・ p4、一般送配電事業者が買取者である場合は、システム改修対象外とあるが、どれくらいの時期に検討を行うのか、予定が有れば教えていただきたい。

→ まだいつという見込みが決まっていない状況である。（事務局）

・ p9のAPI連携テスト再開時期、及び、滞留している廃止取次の取消処理、p10ではマニュアル等を準備するとある。特にマニュアルは出来るだけ早く提供いただければありがたいが、それらの時期がいつ頃になるか決まっているならば、ご教授願う。

→ p9の切替日の周知時期についても、まだ決まっていない。ただし、1週間前などの直前という事にはならない様にしたいと

考えている。API 連携テスト再開時期も決まっておらず、いつ頃になるかはシステム対応の内容が決まってからとなる。滞留している廃止取次の取消時期についても、最終的に決まった資料 4 を年内に全小売電気事業者にご案内したいと考えており、その取消処理はのご案内後の実施を考えている。(事務局)

- 送配電等業務指針の改定は広域機関の総会では報告のみで承認を経る必要は無いものの、大臣認可が必要である。他のルールにも変更予定があり、それと合わせて進めることを考えている。ギリギリになって皆さんに決まった事をお伝えすることはいかがかと思うため、案が出来上がった段階で連絡したい。ルールだけを改正し、実際に運用できないこととなつてはならないため、施行時期については、システムの完成予定によって 3 月初旬、または、7 月初旬での変更を考えている。なお、改正に向けては事前に皆様へ変更内容をお知らせすることを考えており、パブリックコメントも実施することとなる。(事務局)
- マニュアルについては出来次第であるが、システム切り替え前には必ず提供したい。(事務局)
- ⇒ 指針の改定案は、決まり次第教えていただきたい。基本的には、システム側の予定が決まってからという理解で良いか。
- それでよい。(事務局)
- ⇒ 広域機関のシステムが運用開始できるという情報を受けて、小売電気事業者は準備を開始するものとする。小売電気事業者としてはその準備期間を十分に見ていただきたく、システム切替の半年前にはその決定を行っていただかないとなかなか難しい、それを一つの目途として、その時期を目標に検討を進めていただければと思っている。
- 時期については、ある程度、見えてきた次第で情報提供させていただきたいと考えている。(事務局)

- ・ 卒 FIT 電源ではなく、非 FIT 電源は本会議の検討マターとなるか、例えば、ガスの燃料電池等、メータを誰が付けるのか等については、本検討会で話し合われるのか。
- p 2、表の右端列(「低圧 FIT 卒業電源」以外)に該当し、こちらは現在、検討予定はない。もし、スイッチング支援システムで対応するとなれば、この会議で議論するものと考えられる。(事務局)
- 当然ながら、そのような電源が、既に系統連系しているものもあるものの、まだ実際にスイッチングは頻繁に起こっておらず、各一般送配電事業者としても、スイッチング規模が小さすぎるため手管理を行っている様な状況である。今後もし、ニーズが多ければ、手管理を行っている一般送配電事業者としても問題となるため検討が必要と考えるものの、まだ個別対応という段階である。
- ⇒ 時期的には、まだ検討のスコープ外ということか。
- その通りである。

#### <その他>

- 質疑等(回答の凡例 ⇒ : 小売電気事業者, → : 小売電気事業者以外)
- ・ 一般的な話について、今も資料 2 の要望一覧においては継続議論や保留のステータスの物もあるが、今回追加で出した要望を含め、単独での改修は費用が高くなり、費用対効果が厳しくなるものとするが、今回の非 FIT 電源の対応等で何らか広域機関スイッチング支援システムの改修が行われる際に、一般送配電事業者側のシステムを触らず広域機関スイッチング支援システムの簡単な改修で対応できる要望が有れば、例えば要望数の多いものや、改修コストの安いものを中心に、メインの改修に影響を与えない範囲で対応いただくことなどを検討いただきたい。
- ご意見について理解する。私もこのシステムに携わる前はほとんど広域機関スイッチング支援システムかと考えていたが、実際、廃止取次以外はほぼ全て一般送配電事業者に連携しており、実はその範囲は狭い。しかし、ご意見の通り、広域機関スイッチング支援システムの改修のみで完結するであれば、合わせての改修を考えていきたい。(事務局)
- ⇒ 我々の要望した No.102 などは一般送配電事業者のシステム改修を必要しないものとする。ただし、API の変更となれば現小売にも影響が有るものと考えており、そこは慎重に考えつつも、今回の改修に合わせ対応可能であるかについては是非ご検討いただきたい。
- ・ 要望に上げるべきか分からない、身近な問題について相談したい。検針日カレンダーについて、各一般送配電事業者の HP

でアップされているが、たまにカレンダーが変わる場合がある。その通知は HP で行われるだけで、どこが変わったか分からない会社も有る。変わった場合に小売電気事業者が分かる仕組みを検討いただけないか。例えば、検針日のどこが変化したかを示すなり、またはメールで通知いただく等実施いただけないか。

- 各一般送配電事業者に状況を確認する。現時点では、広域的な話であるか、各社個別の話であるか判断できない。
- ⇒ 検針日カレンダーが変更されることは有るのか。
- ⇒ 基本的に大きく変わることは無いが、何らかのタイミングで変わることが有る。それがいつ変わったか分からず、後で確認すれば変更されていたというケースが有り、我々の料金算定タイミングがずれてしまうという事も有り、何らか通知する方法が無いのか。
- 当然、基本的には決めた通りに行くが、例えば先日の様に地震や台風などの災害時において検針が出来ず、カレンダーを丸ごとずらすという可能性もある。
- ⇒ 約款において、検針に行けない日も有るため、実際に検針に行った日を検針日とする、という事では無く、検針日のカレンダー自体が変更となるという事か。
- そういう事である。次回以降の会議で確認結果を報告することとしたい。従来、検針日はかなりローカルな話であったものの、例えば今回の FIT では、FIT 期間の満了日にあたることでもあり、議題の 1 つとして扱っても良いのではないかと思う。
- それでは、資料 2 の課題一覧に載せないものの、会議議題として扱い、次回以降に報告いただくこととする。（事務局）

○ 次回は、11/15（木）10:00～12:00 豊洲事務所にて開催予定。

以 上